

人 企 一 6 2 8
令和 7 年 5 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

「任用関係の承認申請等の手続について」の一部改正について（通知）

「任用関係の承認申請等の手続について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日人企一 5 3 7）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 2 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
任用関係の承認申請等は次の各項 に掲げる申請等の場合に応じ、当該 各項(2)に定める申請先等に提出して 行うものとする。	任用関係の承認申請等は次の各項 に掲げる申請等の場合に応じ、当該 各項(2)に定める申請先等に提出して 行うものとする。
1・2 （略）	1・2 （略）
3 規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号若しくは第 1 0 号又は規則 8	3 規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号若しくは第 1 0 号又は規則 8

一 1 2 運用通知第 1 8 条関係第 4 項ただし書の規定に基づく選考による採用の承認申請の場合 (1) (略) (2) 申請先 人事院事務総長。ただし、規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、規則 8—1 8 別表第 1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第 1 号及び第 1 1 号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号及び第 2 号並びに同表<u>刑務官採用試験（高卒程度試験）</u>の項第 1 号から第 4 号までに掲げる官職へ選考により採用する場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。 4～6 (略) 7 規則 8—1 2 第 3 9 条第 1 項第 3 号に該当する場合の臨時的任用又はその更新の承認申請の場合 (1) (略) (2) 申請先 ア (略)	一 1 2 運用通知第 1 8 条関係第 4 項ただし書の規定に基づく選考による採用の承認申請の場合 (1) (略) (2) 申請先 人事院事務総長。ただし、規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、規則 8—1 8 別表第 1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第 1 号及び第 1 1 号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号及び第 2 号並びに同表<u>刑務官採用試験</u>の項第 1 号から第 4 号までに掲げる官職へ選考により採用する場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。 4～6 (略) 7 規則 8—1 2 第 3 9 条第 1 項第 3 号に該当する場合の臨時的任用又はその更新の承認申請の場合 (1) (略) (2) 申請先 ア (略)
---	---

イ アの官職以外の官職の場合 人事院事務総長。ただし、規則 8—18 別表第 1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第 1 号及び第 11 号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号及び第 2 号並びに同表<u>刑務官採用試験（高卒程度試験）</u>の項第 1 号から第 4 号までに掲げる官職の場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。 8・9 （略）	イ アの官職以外の官職の場合 人事院事務総長。ただし、規則 8—18 別表第 1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第 1 号及び第 11 号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号及び第 2 号並びに同表<u>刑務官採用試験</u>の項第 1 号から第 4 号までに掲げる官職の場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。 8・9 （略）
--	--

以 上